

宮城県中小企業融資制度取扱要領改正の要点について
(令和4年2月1日施行)

1. 宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の改正

(1)趣旨

伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱改正に伴う県制度「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」及び「事業再生計画実施支援資金（感染症対応枠）」の取扱要領改正

(2)改正内容

《新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金》

- ①保証限度額が4,000万円から6,000万円へ引き上げ
- ②取扱期間が令和4年3月31日から令和5年3月31日まで延長
- ③一般保証が利用可能
- ④信用保証料補助の改正

一般保証の場合、財務区分に応じて、0.25～0.75%の率に相当する信用保証料額が国から補助

- ⑤融資対象者（セーフティネット保証5号・一般保証）の要件改正

	改正前	改正後（新設）
SN5 保証 (指定業種)	・最近3か月間の売上高等 前年同期比▲15%以上	・最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和 2年1月29日時点の直近の決算の月平均売上高 に比べ▲15%以上
一般保証	/	・最近1か月間の売上高前年同月比▲15%以上 ・最近1か月間の売上高前年同月比▲5%以上、かつ 前年同月の売上高が令和2年1月29日時点の直 近の決算の月平均売上高に比べ▲15%以上

《事業再生計画実施支援資金（感染症対応枠）》

- ・取扱期間が令和4年3月31日から令和5年3月31日まで延長

改正後の要綱等の郵送を廃止します

ペーパーレス等の観点から改正後の要綱等の印刷・郵送を廃止します。

令和3年8月30日より、県ホームページに要綱等を掲載するよういたしましたので、

そちらからダウンロード願います。

掲載箇所

・ トップページ > しごと・産業 > 産業支援・企業支援 > 金融制度

> 宮城県中小企業融資制度要綱等一覧

・ 商工金融課ページ > 中小企業金融 > 宮城県中小企業融資制度要綱等一覧

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/miyagiprefecture-institutional-financing.html>

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

	改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者等</p> <p>(イ) 法第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること(注1)</p> <p>(ロ) 法第2条第5項第5号の規定による認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること</p> <p>— (注1) (注2)</p> <p>① 売上高等の減少率が15%以上であること</p> <p>② 売上高等の減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(ハ) 次のいずれかに該当すること</p> <p>(注1) (注3)</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(注1) 法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>(注2) 売上高等の減少を要因としないものを除く。</p> <p>(注3) 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。</p> <p>ハからニまで (略)</p> <p>ホ 融資の手続</p> <p>融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、ロ(イ)及び(ロ)①については、次の(イ)及び(ロ)、ロ(ロ)②については次の(イ)、(ロ)及び(ハ)、ロ(ハ)については、次の(ロ)及び(ハ)の所定の書面を添付す</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>次の(イ)から(ハ)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者等</p> <p>(イ) 法第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) (注1)</p> <p>(ロ) 法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少率が15%以上のものに限る) (注1) (注2)</p> <p>(ハ) 法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) (注1) (注3)</p> <p>(注1) 法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>(注2) 売上高等の減少を要因としないものを除く。</p> <p>(注3) 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱を適用しないものとする。</p> <p>ハからニまで (略)</p> <p>ホ 融資の手続</p> <p>融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、(イ)及び(ロ)</p>	

るものとする。ただし、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注4）を適用する場合には（二）の所定の書面を 加えて添付するものとする。

（イ）法第2条第5項第4号又は同条同項第5号 の規定による市町村長の認定書

（ロ）経営行動計画書（以下の内容を満たすもの又は含むものとする。）

a 計画を策定した日に属する事業年度から3事業年度を最長の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。

b 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項

（ハ）売上高減少要件確認書

（ニ）経営者保証免除対応確認書

（注4）次のa及びbを満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより本制度における免除対応を適用することができる。

a 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

（略）

取扱期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに保証申込を受け付けけたものとする。

資金の使途

ロ（イ）及び（ロ）については、経営安定に必要な運転資金及び設備資金。ロ（ハ）については、運転資金及び設備資金。ただし、借換えは、原則として中小企業制度融資によるものに限る。

融資の条件

（イ）融資限度額 一企業 6,000万円

（ロ）融資利率 年1.60%以内

（ハ）償還期間 一括返済（運転資金・設備資金）1年以内

分割返済（運転資金・設備資金）10年以内（据置 5年以内）

（ニ）保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また、本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証人を徴求しない。

（ホ）担保

必要に応じて徴求

るものとする。ただし、免除対応 の所定の書面を（イ）及び（ロ）に加えて添付するものとする。

（イ）法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書

（ロ）経営行動計画書（以下の内容を満たすもの又は含むものとする。）

a 計画を策定した日に属する事業年度から3事業年度を最長の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。

b 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項

（ハ）経営者保証免除対応確認書

（略）

取扱期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受け付けけたものとする。

ただし、ロ（ハ）の認定を受けたものについては、令和2年経済産業大臣告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内（当該期間を延長した場合に延長した期間を含む。）に融資実行されたものとする。

資金の使途

経営安定に必要な運転資金及び設備資金。
ただし、借換えは、原則として中小企業制度融資によるものに限る。

融資の条件

（イ）融資限度額 一企業 4,000万円

（ロ）融資利率 年1.60%以内

（ハ）償還期間 一括返済（運転資金・設備資金）1年以内

分割返済（運転資金・設備資金）10年以内（据置 5年以内）

（ニ）保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また、本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証人を徴求しない。

（ホ）担保

必要に応じて徴求

(ハ) 信用保証料及び (1) 通常料率

信用保証料補助 口 (イ) 及び (ロ) については、借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。

口 (ハ) については、借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25

(2) 免除対応適用の場合

ロ (イ) 及び (ロ) については、借入金額に対し、1.05% (前記 (1) から 0.2% 上乗せ) とし、0.85% に相当する額を国が補助する。

ロ (ハ) については、借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45

ただし、(1) 及び (2) における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。

(ト) その他

本資金は、全国統一保証制度 (伴走支援型特別保証制度要綱) の対象であり、伴走支援型特別保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める伴走支援型特別保証制度要綱によるものとする。

(ヘ) 信用保証料

借入金額に対し、0.85%とする。

ただし、次の a 及び b を満たす場合に、保証料率を 0.2% 上乗せすることにより本制度における経営者保証免除対応を適用することができる。

a 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり (役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付等) について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

(ト) その他

本資金は、全国統一保証制度 (伴走支援型特別保証制度要綱) の対象であり、伴走支援型特別保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める伴走支援型特別保証制度要綱によるものとする。

又 信用保証料の補助

借入金額に対し 0.65% に相当する額を国が補助する。

免除対応により 0.2% が保証料率が上乗せされている場合には、0.85% に相当する額を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。

(6) から (14) まで (略)

(15) 事業再生計画実施支援資金
イからホまで (略)

(6) から (14) まで (略)

(15) 事業再生計画実施支援資金
イからホまで (略)

<p> ^ハ 取扱期間 感染症対応枠については、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに保証申込を受け付したものに限り、トから手まで (略) (16) (略) </p>	<p> ^ハ 取扱期間 感染症対応枠については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受け付したものに限り、トから手まで (略) (16) (略) </p>
--	--

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。